

○北河内4市リサイクル施設組合個人情報 保護条例施行規則

〔平成16年8月4日〕
規則第19号

改正 平成23年2月17日規則第3号
平成28年10月25日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、北河内4市リサイクル施設組合個人情報保護条例(平成16年北河内4市リサイクル施設組合条例第23号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で用いる用語の意義は、それぞれ条例で用いる用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出事項等)

第3条 条例第6条第1項第7号の実施機関の定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の登録年月日(登録した事項を変更する場合にあっては、変更年月日)
- (2) 個人情報取扱事務の根拠法令等
- (3) 個人情報の処理形態
- (4) 個人情報の目的外利用又は提供の有無
- (5) 他法令等による開示制度の有無
- (6) 氏名及び住所のみでは、本人を検索することが困難である場合にあっては、本人の検索に資する項目の有無
- (7) 条例第10条第1項の規定による委託の有無
- (8) 個人情報記録されている主な公文書等の名称

2 条例第6条第3項の個人情報取扱事務に関する届出事項を記載した目録は、個人情報取扱事務登録簿とする。

一部改正〔平成23年規則3号〕

(実施機関以外のものに対する個人情報の提供の手続)

第4条 条例第8条第1項ただし書の規定による個人情報の目的外利用等のうち、実施機関以外のものに提供する場合においては、当該実施機関は、当該目的外利用等をしようとするものに、個人情報外部提供申請書を提出させなければならない。ただし、目的外利用等をしようとするものが、国又は他の地方公共団体であるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請書の提出がされた場合においては、実施機関は、当該申請に係る書類に不備がないこと、及び本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことを確認したときでなければ、当該個人情報の目的外利用等を決定してはならない。

3 実施機関は、前項の規定により個人情報の目的外利用等をするかどうかの決定をしたときは、個人情報外部提供可否決定通知書により当該申請書を提出したものに通知しなければならない。この場合において、実施機関は、個人情報の保護のために次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 提供された個人情報の漏えい防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (2) 個人情報を個人情報外部提供申請書に記載した目的（以下「提供目的」という。）以外に使用しないこと。
- (3) 個人情報を記録した物を複写し、又は複製するときは、提供目的のために必要最小限の範囲とすること。
- (4) 個人情報を保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに、当該個人情報を記録した物を廃棄し、又は消去し、その旨を実施機関に通知すること。
- (5) 前各号に掲げる事項並びに条例及びこの規則の規定に違反したときは、個人情報の利用の停止をすることがあること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護について実施機関が必要と認める事項

一部改正〔平成23年規則3号〕

（同一実施機関内等における個人情報の目的外利用等の手続）

第5条 条例第8条第1項ただし書の規定による個人情報の目的外利用等のうち、同一実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合においては、次条第1項に規定する個人情報保護管理者は、同条第3項第1号の規定により定める目的外利用等の基準に合致すること、及び本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことを確認したときでなければ、当該個人情報の目的外利用等を決定してはならない。

（個人情報保護管理者）

第6条 条例第9条の規定による適正管理を行うため、北河内4市リサイクル施設組合事務局（以下「事務局」という。）に、個人情報保護管理者を置く。

2 個人情報保護管理者は、管理者が任命する。

3 個人情報保護管理者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 所管に係る個人情報の目的外利用等をさせるための基準を定めること。
- (2) 所管に係る個人情報の消去又は廃棄を決定すること。
- (3) 所管に係る個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理を総括すること。

（委託に伴う措置の内容）

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、北河内4市リサイクル施設組合契約規則（平成16年北河内4市リサイクル施設組合規則第9号。以下「契約規則」という。）等に定めるもののほか、委託の相手方について次の各号に掲げる事項を調査しなければならない。

- (1) 個人情報保護制度について理解があること。
- (2) 個人情報を適切に管理するための制度が整備されていること。

2 実施機関は、個人情報取扱事務を委託する相手方を決定し、契約書を作成しようとするときは、契約規則等に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 個人情報を保護する制度の整備に関すること。
- (2) 実施機関が認めたもの以外のものへの再委託の禁止

- (3) 委託の目的以外に個人情報を利用しようとするものの絶対的禁止
- (4) 個人情報を記録した物を複写し又は複製するときは、委託の目的のために必要最小限の範囲とすること。

一部改正〔平成23年規則3号〕

（開示請求書）

第8条 条例第15条第1項の規定による開示請求書は、個人情報開示請求書とする。

2 条例第15条第1項第3号に規定する実施機関の定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 請求年月日
- (2) 連絡先
- (3) 開示の方法
- (4) 法定代理人が条例第12条第2項の規定による請求をする場合にあっては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所並びに未成年者又は成年被後見人の別

一部改正〔平成23年規則3号〕

（本人等の確認に必要な書類）

第9条 条例第15条第2項（条例第20条第3項、第23条第2項及び第26条第2項において準用する場合を含む。）に規定する本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が請求する場合 写真付きの住民基本台帳カード、運転免許証その他これらに類するものとして管理者が定める書類
 - (2) 法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類として管理者が定める書類
- 2 条例第12条第2項の請求をした法定代理人は、開示の前又は開示請求を拒否する決定の前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を管理者に届け出なければならない。

一部改正〔平成23年規則3号〕

（開示決定等の通知）

第10条 条例第16条第2項、第3項及び第5項に規定する書面による通知は、次の各号に掲げる決定等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行う。

- (1) 個人情報を開示することの決定 個人情報開示決定通知書
- (2) 個人情報の開示請求を拒否することの決定 個人情報開示拒否決定通知書
- (3) 個人情報の一部を開示することの決定 個人情報部分開示決定通知書
- (4) 開示請求に係る個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとき。個人情報存否不応答通知書
- (5) 開示請求に係る個人情報が存在しないことにより開示請求を拒否するとき。個人情報不存在通知書
- (6) 開示するかどうかの決定をする期間を延長するとき。個人情報開示決定期間延長通知書

（第三者の意見の聴取等）

第11条 条例第17条第1項又は第2項に規定する第三者の意見の聴取又は第三者への通知は、第三者情報請求意見聴取書により行う。

2 条例第17条第3項後段の規定による通知は、第三者情報開示決定通知書により行う。

一部改正〔平成23年規則3号〕

（個人情報の記録媒体の閲覧等）

第12条 条例第18条第4項の場合において、条例第16条第1項の規定による決定に係る個人情報記録されている物（以下「個人情報の記録媒体」という。）を閲覧する者は、それを汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱いなければならない。

2 管理者は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められる者に対し、個人情報の記録媒体の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

（写しの作成方法等）

第13条 条例第18条第2項又は第3項の規定により交付する写しの作成方法は、管理者が別に定める。

2 前項の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

（費用の負担等）

第14条 条例第19条に規定する管理者が定める費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、前納しなければならない。

（個人情報訂正請求書）

第15条 条例第21条第1項の訂正請求書は、個人情報訂正請求書とする。

2 条例第21条第1項第4号の実施機関の定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 請求年月日

(2) 連絡先

(3) 法定代理人が条例第20条第1項の請求をする場合にあっては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所並びに未成年者又は成年被後見人の別

3 第5条の規定は、法定代理人が条例第24条第1項の規定による請求をした場合に準用する。

一部改正〔平成23年規則3号〕

（訂正決定等の通知）

第16条 条例第22条第2項後段の規定において準用する条例第16条第2項後段又は条例第22条第3項若しくは第4項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行う。

(1) 個人情報を訂正することの決定 個人情報訂正決定通知書

(2) 個人情報の一部を訂正することの決定 個人情報部分訂正決定通知書

(3) 個人情報の訂正請求を拒否することの決定 個人情報訂正拒否決定通知書

(4) 訂正するかどうかの決定をする期間を延長するとき。 個人情報訂正決定期間延長通知書

一部改正〔平成23年規則3号〕

（個人情報削除請求書）

第17条 条例第24条第1項の削除請求書は、個人情報削除請求書とする。

2 条例第24条第1項第4号の実施機関の定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 請求年月日

(2) 連絡先

(3) 法定代理人が条例第24条第1項の請求をする場合にあっては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所並びに未成年者又は成年被後見人の別

3 第5条第2項の規定は、法定代理人が条例第24条第1項の規定による請求をした場合に準用する。

一部改正〔平成23年規則3号〕

（削除決定等の通知）

第18条 条例第25条及び第22条第2項において準用する条例第16条第2項後段又は条例第22条第3項若しくは第4項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行う。

- (1) 個人情報を削除することの決定 個人情報削除決定通知書
- (2) 個人情報の一部を削除することの決定 個人情報部分削除決定通知書
- (3) 個人情報の削除請求を拒否することの決定 個人情報削除拒否決定通知書
- (4) 削除するかどうかの決定をする期間を延長するとき。 個人情報削除決定期間延長通知書

一部改正〔平成23年規則3号〕

（個人情報目的外利用等中止請求書）

第19条 条例第27条第1項の中止請求書は、個人情報目的外利用等中止請求書とする。
2 条例第27条第1項第4号の実施機関の定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 請求年月日
 - (2) 連絡先
 - (3) 法定代理人が条例第26条第1項の請求をする場合にあっては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所並びに未成年者又は成年被後見人の別
- 3 第5条第2項の規定は、法定代理人が条例第26条第1項の規定による請求をした場合に準用する。

一部改正〔平成23年規則3号〕

（個人情報目的外利用等中止決定等の通知）

第20条 条例第28条及び第22条第2項において準用する条例第16条第2項後段又は条例第22条第3項若しくは第4項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行う。

- (1) 目的外利用等を中止することの決定 個人情報目的外利用等中止決定通知書
- (2) 個人情報の一部の目的外利用等を中止することの決定 個人情報部分目的外利用等中止決定通知書
- (3) 目的外利用等の中止請求を拒否することの決定 個人情報目的外利用等中止拒否決定通知書
- (4) 目的外利用等の中止をするかどうかの決定をする期間を延長するとき。 個人情報目的外利用等中止決定期間延長通知書

一部改正〔平成23年規則3号〕

（開示請求等決定の手続）

第21条 開示請求等に対する決定は、北河内4市リサイクル施設組合事務局において行うものとする。

全部改正〔平成28年規則1号〕

（運用状況の公表）

第22条 条例第31条に規定する運用状況の公表は、年度ごとの個人情報の収集状況、個人情報の開示請求件数、開示件数、開示拒否件数等を北河内4市リサイクル施設組合公告式条例（平成16年北河内4市リサイクル施設組合条例第1号）第2条の規定の例によりこれを行う。

繰上〔平成28年規則1号〕

（文書等の様式）

第23条 この規則に定める文書等の様式は、事務局長が定める。

繰上〔平成28年規則1号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年2月17日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月25日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第14条関係）

（平28年規則1号・全改）

区 分		費 用 の 額
(1) 複写機により複写したものの交付（日本工業規格のA列3番までの大きさの用紙を用いたものに限る。）	白黒で複写したもの	1枚につき10円
	カラーで複写したもの	1枚につき20円
(2) 複写機により複写したものの交付（日本工業規格A列3番を超える大きさの用紙を用いたものに限る。）		写しの作成に要する実費額
(3) 複写機により複写したものの送付		郵送に要する実費額

備考 (1)の項及び(2)の項の場合において、両面に複写され又は出力された用紙については、片面を1枚として額を算定する。